委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	世羅町	
4. 届出番号	3	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.sera.hiroshima.jp/soumu/dokuziriyouzimu.html	

執行機関名 世羅町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活 用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者等に係る地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		世羅町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第23項 障害者等に係る地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第1条

⑥事務の趣旨又は目的	福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、 児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって <u>障害者及び障害児の福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と	第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項の規定により、障害者及び児童(以下「障害者等」という。)のうち屋外での移動に困難のある者に外出のための支援に要する費用の給付を行う事業(以下「移動支援事業」という。)、障害者等が地域活動支援センターその他の施設に通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜の供与に要する費用の給付を行う事業(以下「デイサービス事業」という。)及び在宅の障害者等の休日等の活動の場を確保することで家族等の一時的な休息を提供することに要する費用を給付する事業(以下「日中一時支援事業」という。)の実施について定め、もって障害者等の地域における自立生活の支援及び社会参加の促進に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱(平成18年告示第234号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第3条、第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての 審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活 支援事業として行う移動支援等の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報		当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは 当該障害児と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税関係 情報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税関係情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情 報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第3条、第5条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活 支援事業としてデイサービス事業の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第11条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第11条
②情報提供者	市町村長	市町村長
	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは 当該障害児と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税関係 情報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情 報		

事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務	
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第3条、第5条	
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活 支援事業として日中一時支援事業の申請に係る事実についての <u>審査に関する事</u> <u>務</u>	
特定個人情報1			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第11条	
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等	
③提供を求める特定個人情 報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	
特定個人情報2			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	世羅町障害者等地域生活支援事業実施要綱第11条	
②情報提供者	市町村長	市町村長	
③提供を求める特定個人情 報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは 当該障害児と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税関係 情報	当該申請に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者、当該保護者と同一の世帯に属する者若しくは当該障害児と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税関係情報	
特定個人情報3			
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号		
②情報提供者			
③提供を求める特定個人情 報			